建築基準法第52条第7項第1号の規定による容積率の緩和を適用しない区域の指定

建築基準法第52条第7項第1号の規定による、容積率の緩和を適用しない区域を次のように変更する。

上段()は変更前

用途地域の種類	指定する面積	指定しない面積	全体面積	指定する割合
第1種住居地域	(1,780)		(1,788)	(99.6%)
	約1,792ha	約8.1ha	約1,800ha	99.6%
第2種住居地域	(753)		(771)	(97.7%)
	約756ha	約18ha	約774ha	97.7%
準住居地域	約303ha	約8.3ha	約311ha	97.4%
近隣商業地域	約203ha	約73ha	約276ha	73.6%
商業地域	約219ha	約201ha	約420ha	52.1%
準工業地域	(1,333)		(1,342)	(99.3%)
	約1,335ha	約9.0ha	約1,344ha	99.3%
合計	(4,591)		(4,908)	(93.5%)
	約4,608ha	約317ha	約4,925ha	93.6%

<sup>「</sup>区域は別添都市計画図面表示のとおり」

## 理由

中心市街地の定住の誘導と郊外住宅地の居住環境保全の観点から、木曳野地区について 土地区画整理事業の進捗に伴い、都市計画マスタープランの土地利用の方針に則し、用途 地域を変更する地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域及び準工業地域を指定する。 建築基準法第52条第7項第1号 の規定による容積率の緩和を適用しない区域

地区名	木曳野地区
面積	17. 5ha

整理	面積	変更案	
番号	(ha)	用途地域	容積率建ペい率
1-1	3. 3	二住	200/60
1-2	2. 4	準工	200/60
1-3	11. 8	一住	200/60
合計	17. 5		



